

第6号様式（第5の2関係）

議事概要

会議名	令和7年度 第2回枕崎警察署協議会
会議日時	令和7年11月18日（水曜日）午後2時30分から午後4時30分
会議場所	枕崎警察署会議室
出席者	1 警察署協議会 会長以下 6人 2 警察署 署長以下 8人

（会議の概要）

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 署長挨拶
- (4) 協議
 - ア 業務推進状況説明
 - イ 警察署行政に対する意見・要望等について
- (5) 質問・答申
- (6) 閉会

2 委員からの意見・要望の提言等

（委員） 「#9110」について

- (1) 「#9110」の目的と概要について教えてほしい。

- (2) 「#9110」の実績等について教えてほしい。

（回答） (1) 警察では、従来、相談の種類ごとに窓口を設置し、相談業務の充実を図ってきたが、その反面、窓口が多数になり、相談者にとって分かりにくいという問題が生じてきたため、窓口を一本化した総合相談室を警察本部に設置した。

そして、相談者の利便を図るため、警察本部の相談室に全国統一番号の相談専用電話「#9110」を設置し、平成2年4月からプッシュボン電話で「#9110」を押せば、警察本部の相談担当に電話が通じ、相談することができるようになった。

警察の緊急の対応を要しない電話による相談等については、「#9110」を利用するよう呼び掛けている。

本県では、平成18年1月から24時間運用となり、執務時間内は、警察安全相談センター、執務時間外は本部総合当直が受理している。

「#9110」は、警察相談専用電話であり、警察本部に寄せられる様々な相談、要望・意見の電話を一つに統合して受け付けるものである。

- (2) 令和7年7月末現在、本県における警察相談専用電話の受理件数は約3,000件である。

令和7年7月末時点では、県警全体に寄せられた相談約41,000件の約8%、警察本部に寄せられた相談約11,000件の約30%が警察相談専用電話によるものである。

内容としては、悪質商法やうそ電話詐欺に関する相談のほか、契約・土地問題等の民事相談や隣人関係・家庭不和等の家事相談等、多岐にわたっている。

（委員） 自動車学校前の通りを東へ向かったT字路付近の横断歩道について
この交差点には横断歩道が1か所しかなく、自転車利用者が右折できず、
立ち往生している場面を見かける。

ゾーン30側の「止まれ」の前に横断歩道は設置できなかったのか。

（回答） 横断歩道の設置基準については、交通量及び横断歩行者の安全を確保する
必要がある場所、沿道に多数の人が利用する商店、公共施設等がある場所、
駅、学校等に通じる場所、バス停留所付近等と規定されており、さらに歩行

者が安全に横断待ちをすることができる滞留スペースの確保等について規定されている。

御指摘の交差点を確認してみると、既に設置されている横断歩道の両端には歩道があり、歩行者が歩道上で安全に横断待ちをすることができる場所と言える。

しかし、この場所以外を見てみると、民家の外壁等によって、歩行者のための安全なスペースを確保することが難しい道路形状になっていることから、御指摘の交差点においては、現在の横断歩道の位置以外への横断歩道の設置については、現状では難しい状況である。

事前にお伺いしたお話によると、この交差点角の民家が、自転車利用者で、外国人技能実習生数名の自宅になっているとのことで、夕方、車両の多い時間帯になれば、停止線の場所まで走行してきた自転車4、5台が一時停止し、自宅方向へ向けて横断するため、停止線付近に滞留することがあるとのことであった。

横断歩道のない交差点における歩行者の優先については、道路交通法第38条の2により、歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならない旨規定されている。

当署としては、横断歩行者の保護を図るため、横断歩行者妨害の取締りや交通量が増える時間帯の街頭活動を強化してまいりたい。

また、毎年各事業所ごとに実施している外国人技能実習生への交通講話の際、一般的な交通ルールの説明だけでなく、通勤経路等も事前に聴取するなどして、経路上における危険箇所等についても、合わせて指導するよう検討したい。

(委 員)

空き家等の防犯対策について

枕崎市内の空き家や倒壊寸前等の建物を多く見かけるが、警察としての防犯などの対策について伺いたい。

(回 答)

一般的に、空き家や倒壊寸前の建物の関係については、市町村役場が対応している。

倒壊の危険性が高いなどの状態が「特定空き家」と認定されると、行政から是正命令が出されたり、強制的に解体されることもある。

一方警察では、防犯上の観点から、空き家等に対する注意喚起を行っている。

市民からの相談の中には、「空き家に子どもがたまっている」などの相談を受けたこともあるため、そのような際は、管理者に対して、施錠の徹底や施錠設備がない場合には、物理的に侵入できないような対策を講じるよう依頼している。

また、昨年から今年の夏頃までの間に、鹿児島市内や当署を含む南薩方面を中心に、空き家対象の窃盗事件が多発していたが、共同捜査により、被疑者を検挙し、その後の発生は認知していない。

当署としては、空き家の防犯対策として、交番が発行するミニ広報紙や巡回連絡などの機会を通じて、施錠の徹底、定期的な確認、屋内に現金や貴重品を置かないなどを広報して周知を図っているところである。

(委 員)

インスタグラムを中心としたなりすましや乗っ取りについて

最近、インスタグラムを中心に、なりすましや乗っ取りが何件かあった。

個人・事業主に関わらず、また、投稿頻度も異なるアカウントからでしたが、被害届などの実害があったかどうか教えてほしい。

(回 答)

実質被害が発生したとして、被害届を受理したか否かの回答については、個人情報などの観点から回答できない。

ただ、枕崎市役所が公開しているインスタグラムが乗っ取られたとの被害相談は受理している。

この案件については、市が議会答弁として公表するとのことで、公的機関からの相談であるので回答させていただいた。

(委 員)

児童に対する声掛け事案について

エリアメールで児童に対する声掛け事案の注意喚起があった。

声掛けだけでは犯罪にはならないと思うが、このような情報から児童を標的にするような犯罪者が逮捕されることがあるのか教えてほしい。

(回 答)

委員の御意見のとおり、声掛けしたことで犯罪になるか否かの判断は非常に難しいところである。

要は、声掛けの目的が何かを判断する必要がある。

誘拐目的だったりとか、わいせつ等の性犯罪目的であれば、捜査対象となり得る。

例えば、実際に公園に連れ込まれた性犯罪事案が頻発している状況下で、

同種事案が発生し、職務質問や捜査の過程で容疑者が浮上すれば、逮捕状等を請求して逮捕することも十分にあり得る。

今回のエリアメールについては、学校から当署への情報提供に基づき、県警安心メールや枕崎地区防犯協会にメール配信を依頼して注意喚起したが、その後の発生は認知していない。

警察としては、子どもの安全を第一に考え、今後も情報発信や不審者対応訓練などを実施して被害防止に努めるとともに、悪質な声掛け事案に対しては厳正に対処していきたいと考えている。

(委 員)

子ども110番の家について

(1) 「子ども110番の家」の件数はどのくらいあるのか教えてほしい。

(2) 活用及び効果的事例などがあれば教えてほしい。

(3) 枕崎校区では、子ども110番の家のマップが作成されていたが、その他の校区では確認できなかった。

安全・安心な学校生活を送るためにも、各校区ごとのマップを作成して周知、配布などはできないか。

(回 答)

(1) 当署管内では、現在、38か所を「子ども110番」として委嘱している。

各校区ごとの委嘱状況について申し上げると、枕崎地区に11か所、桜山地区に11か所、立神校区に6か所、別府校区に10か所の合計38か所を「子ども110番の家」として委嘱している。

(2) ここ近年、管内での効果的事例はないが、少しでも多くの子どもたちに「110番の家」への避難や駆け込み要領を知ってもらうため、毎年、学校ごと不審者対応訓練を実施している。

今年は、5月1日に別府小学校、6月6日に枕崎小学校、10月10日に別府中学校で不審者対応訓練を実施し、実際に不審者等から声を掛けられた際の「子ども110番」への駆け込み訓練を実施している。

また、枕崎小学校での訓練では、委嘱された「子ども110番の家」の事業所の方々も訓練に参加し、子どもたちが駆け込んで来た際の対応要領等を習得している。

今後も、このような訓練を通じて「子ども110番の家」の所在や、いざという時の対応要領等の習熟を図っていきたい。

(3) 枕崎を含め、県内の「子ども110番の家」の所在地については、県警ホームページからも確認することができる。

～委員自身がそれぞれ所有する携帯電話を使用して確認～

このほか、県警のホームページでは、様々な情報を発信しているので、時間がある時に閲覧してほしい。

最後に各校区ごとの「子ども110番の家」マップを利用しての周知・配布についてであるが、全校生徒への配布は現在のところ実施していない。

しかし、各学校には、再周知の意味で後日、当署から各校区ごとの一覧表を作成して配布する予定である。

学校側には、保護者から「子ども110番の家」に関する問合せがあった場合に活用していただくようお願いする予定である。

(委 員)

闇バイトについて

最近、闇バイトによる犯罪が増えているが、枕崎警察署管内で闇バイトによる犯罪は発生しているのか。

ネット社会の今、誰でも気軽に応募できるが、このような犯罪を起こさない、起こさせないためにも、啓発活動を積極的に行ってほしい。

(回 答)

枕崎警察署管内では、闇バイトによる犯罪発生の認知はない。

県警本部に確認したところ、現時点、闇バイトによる犯罪の統計は取っていないとのことで、詳細については不明である。

県警では、犯罪実行者募集情報、いわゆる「闇バイト」対策として、闇バイトに加担させないための取組、犯罪抑止に向けた取組の大きく2点を推進している。

闇バイトに加担させない取組として、闇バイト募集にはX等のSNSで「高額」「即金」「ホワイト案件」等、「楽、簡単、高収入」を強調するものや、シグナル、テレグラム等の秘匿性が高いアプリに誘導して個人情報を送信させて脅迫するという大きな特徴があるので、このような求人募集には応募しないように呼び掛けている。

また、脅迫されていることを理由に、犯罪に加担しようとしている者に対して、犯罪を行う前に警察に相談すること、警察では相談してきた

本人や家族を保護する用意があること、犯罪に加担すると取り返しがつかない結果を招くこと等も呼び掛けている。

警察庁公表によると、闇バイトに関する相談者の保護件数は全国317件あり、そのうち男性が7割、女性が3割となっているようである。

県内の保護件数などについては、非公表のため具体的な件数などは申し上げられないが実際に闇バイトに募集してしまい、保護している実態があるとのことである。

次に、これらの犯罪抑止に向けた取組として、県警では警視庁が作成した啓発動画をYouTubeに掲載、県警ウェブサイト、X、県警安心メールでの注意喚起、ポスターによる広報、リプライ警告などを実施している。

リプライ警告とは、闇バイトの求人情報と思われる書き込みに対して、返信機能を利用して警告を実施するもので、昨年は、県下で2,244件の警告を実施している。

また、サイバー犯罪対策課等によるサイバーパトロールや相談を受理した際に、違法有害情報の書き込みを運営業者に削除依頼を実施しているほか、当署では、交番が作成するミニ広報紙等で、闇バイトに関する広報を実施している。

ちなみに、県警では、サイバーボランティアとして県内の高校生から成人までの約30名を委嘱してサイバーパトロール実施による違法有害書き込み等の情報提供を受けているとのことである。

(委 員)

未成年の薬物乱用について

最近、県内で未成年者の違法薬物使用が目立つようになってきた。

販売ルートなどが簡単に購入できることだと思うので、取締りを強化してほしい。

(回 答)

委員からの御意見のとおり、10月には、鹿児島市と垂水市の現役高校生等の未成年者が、大麻、MDMAを使用・所持した事実で逮捕された事件は記憶に新しいと思われる。

違法薬物、特に大麻事案については、害がない、依存性はないなどといった誤った情報を鵜呑みにして使用する者も多く見られる。

薬物事犯では、インターネットを通じて購入する方法が多いのも周知の事実で、この種事案の低年齢化が急速に進行している実態は、正に深刻な問題と言える。

薬物事件捜査においては、末端乱用者から突き上げ捜査を実施し、密売人や譲渡者を特定して検挙することも少なくなく、ネットやSNSでの購入ルートに関しては、サイバーパトロール等において違法有害な書き込みの削除依頼なども実施している。

当署管内では、ここ近年、薬物事案の検挙こそないが、夜間の少年補導をした際には、タバコを所持しているのが散見され、いつ、タバコから大麻に移行してもおかしくないことから、毎年開催している中学校等での薬物乱用教室において、違法薬物の有害性や危険性について講話を実施し、若年層が違法薬物に手を染めないよう指導広報を実施しているところである。

3 質問・答申

(質問内容)

枕崎警察署における非違事案再発防止取組状況の周知方法について

昨年、当署員による不祥事案が発生したことを受け、現在、当署においては住民からの信頼回復に向けて、地域住民の視点に立った業務を推進することはもちろん、部外講師の講話による倫理観の醸成、職場見学会の開催や各種相談制度の周知を行うなどにより職員家族が職場に連絡・相談しやすい環境の構築等の取組を行っているところである。

これらの取組は、県警のホームページでも紹介している。

しかしながら、このような取組は目に見えるものではなく、住民の皆様には伝わりづらいのではないかとも懸念される。

当署の取組を市民の皆様にお伝えする方法について、御意見をいただきたい。

(委 員)

以前は、市民と交わりながら、一つのイベントで関係機関とつながっていたが、コロナ禍で今までやっていたことができなくなり、また新しいことを始めるとなると、なかなか難しい。

逆に、プッシュ的な形で警察の方も積極的に交流を深めることが大事で、各地域の行事や総会で時間をもらって情報発信するなど、言葉で言うより行動してつながるのが一番だと思う。

(委 員)

私も仕事でSNSやホームページを使って情報発信をしているが、県警のホームページを一般市民が見ることはほとんどないと思う。

また、県警がSNSで情報発信しているのも知らなかった。
何が最適なのか分からぬが、非違事案というものは私たちが思っている以上に警察の皆さんにとって大変だったのだろうなということは、警察署協議会に参加して感じたことなので、私たちが橋渡しをしていくことも大事である。

(委 員)

新聞にも載っていたが、警務部長が私行上の性的な非違事案防止には難しさを感じると言っていた。

個人の人格の問題もあるので、そこまで深く立ち入ることができるのかどうなのか、警察学校でのいろいろな状況もあると思うが、警察の方は本当に難しいと感じているのだなと思った。それを私たちが発信したり、一つは市報を活用するのも良いと思う。市報は若い方も見るので、市報にコーナーを設けさせてもらって、2か月に1回でも情報を載せるのも一つの方法だと思う。

(委 員)

個人的な意見であるが、転勤が早いのではないか。教職員も同じである。

早くいなくなるから町に馴染めない。町に馴染めないから悪い考えを起こすのではないか。

町に馴染んで、町で活動して、人を知る、そのような時間があれば、悪い考えを起こす人はいなくなると思われる。

(委 員)

安管も交通課と連携しており、事故の発生状況等の便りがくる。そのようなものを活用するのも一つの手ではないか。

可能であれば、警察署の見学会などを開催すれば、良い取組をしていく感じてもらえるのではないか。

また、中央交番の掲示板を活用して、どのくらいの人が見るか分からぬが、情報発信ったり、非違事案防止の取組状況をお知らせするのも良いのではないかと思われる。

(委 員)

業務推進状況の説明の中で、児童クラブへの下校の機会を利用して横断歩道の渡り方を指導したとあったが、このような取組も積極的に発信しても良いのではないか。

また、警察署でされた家族の職場見学会を市民向けで開催すれば、身近に感じると思う。それをすることで、子どもたちもより警察が身近になり、警察官を目指す人も増えるのではないか。

(委 員)

話は変わるが、先日、県の安管講習会の中で、免許更新が来年の1月から予約制になるという話を聞いた。

安管事業所の方も知らなかつたので、早く広報した方が良いのではないか。

備 考